

第 7 1 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 会 8 月 3 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 広報広聴常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 第 75号議案 穴粟市農業委員会委員等定数条例の制定について
- 日程第 5 第 76号議案 穴粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 第 77号議案 穴粟市税条例等の一部改正について
第 78号議案 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 第 79号議案 穴粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について
- 日程第 8 第 80号議案 穴粟市起業家支援条例の一部改正について
第 81号議案 穴粟市産業立地促進条例の一部改正について
- 日程第 9 第 82号議案 穴粟市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 10 第 83号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)
第 84号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
第 85号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
第 86号議案 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1号)
第 87号議案 平成28年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
第 88号議案 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 第 89号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 90号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 91号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 92号議案 平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 第 93号議案 平成27年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 第 104号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 広報広聴常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 第 75号議案 穴粟市農業委員会委員等定数条例の制定について
- 日程第 5 第 76号議案 穴粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 第 77号議案 穴粟市税条例等の一部改正について
第 78号議案 穴粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 第 79号議案 穴粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について
- 日程第 8 第 80号議案 穴粟市起業家支援条例の一部改正について
第 81号議案 穴粟市産業立地促進条例の一部改正について
- 日程第 9 第 82号議案 穴粟市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 10 第 83号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）
第 84号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
第 85号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
第 86号議案 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
第 87号議案 平成28年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
第 88号議案 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
第 89号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
第 90号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 91号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第 92号議案 平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 第 93号議案 平成27年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 第 94号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2 第 104号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 岸 本 義 明 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員

17番 伊藤 一郎 議員

18番 秋田 裕三 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎 悦也 君	書記	上長 正典 君
書記	岸元秀高 君	書記	清水 圭子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元 晶三 君	副市長	清水 弘和 君
教育長	西岡 章寿 君	会計管理者	尾崎 一郎 君
一宮市民局長	楳谷 米男 君	波賀市民局長	松木 慎二 君
千種市民局長	幸福 定利 君	企画総務部長	中村 司 君
まちづくり推進部長	平瀬 忠信 君	市民生活部長	小田 保志 君
健康福祉部長	大島 照雄 君	産業部長	中岸 芳和 君
農業委員会事務局長	山石 俊一 君	建設部長	鎌田 知昭 君
教育委員会教育部長	藤原 卓郎 君	総合病院事務部長	花本 孝 君

(午前 9時30分 開会)

議長(秋田裕三君) 皆さん、おはようございます。

第71回宍粟市議会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案は、後刻市長より説明があります。円滑にかつ適切妥当な議決に達せられますよう切望するところであります。

さて、ブラジル・リオでのオリンピックは、日本選手団の大活躍で日本中に大きな感動をもたらし、明るいニュースとして喜ばしいことでした。間もなく始まるパラリンピックの競技にも大いに期待するところであります。

これらのことが4年後の東京オリンピック・パラリンピックへと繋がり、日本の未来に大きな繁栄と世界に平和をもたらす原動力になると思います。

世界の流れは、まだまだ緊張する不安定な要素もあります。しかしながら、経済、科学技術の進歩も目覚ましく、また日常生活において、人々の価値観も多様化し、成長し続けています。そのような環境の変化に適合しながら、ふるさと宍粟の未来を確固たるものにして次世代へと継承していかねばなりません

今年7月に運用開始となりました千種B&G海洋センター温水プールが竣工し、多くの利用者に喜んでいただいています。波賀町では森林セラピーのグランドオープン、山崎ではパーク&ライド駐車場整備により、高速バスへの利便性の向上、また、来年、平成29年4月には、県立森林大学校が一宮町にて開校の予定等々よいこともたくさんあります。

都市部よりやや離れ、西播磨に位置する宍粟市であります。世界の流れ、日本の流れに遅れることなく、山紫水明、人情麗しいふるさと宍粟の未来を構築すべく日々の精進を重ねたいものであります。

かかる意味で、今定例会でも極めて大切な判断が求められます。議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力をお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

市長、挨拶をお願いします。

市長(福元晶三君) おはようございます。大変御苦労さまでございます。

冒頭、8月30日付にて議案等の訂正につきましてお願いいたしましたところ、先ほど議長より申し入れられまして、ここでおわび申し上げたいと思います。大変申しわけありません。特に、本会議前日においての訂正であったり、あるいは多数の誤りににつきまして、心よりおわび申し上げたいと、このように思います。

以後、このようなことのないよう、最大限努めてまいりたいと、このように思っ

ております。

さて、本日、第71回宍粟市議会9月定例会を招集しましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席いただき誠にありがとうございます。日ごろの御精励に対しまして、心より深く敬意を表する次第であります。

8月は記録的な猛暑と言われておりますが、今日をもって過ぎようとしております。朝夕、いくらか涼しくなったものの、厳しい残暑も予想されておりますし、続くものと思っております。なおまた、台風も続いて日本列島へ上陸しておりますが、今後も予断のできない状況であり、引き続き安全・安心には万全を期さなくてはならないと、このように思っております。

さて、先ほど議長よりの御挨拶の中でもありましたとおり、国民に夢と希望を与えたりオオリンピックも8月21日に閉幕をしました。獲得した金メダルは前回のロンドン大会を上回り、メダルの数は史上最多の大会となったところであります。連日の日本選手全体の活躍に私達に勇気と感動、さらに大いなる希望を与えてくれました。選手の皆さんに心より「ありがとう」を申し上げていきたいと、このように思います。

さらに、9月7日から始まりますパラリンピックにおきましても大いに期待を寄せるものであります。同時に、2020年の東京オリンピックへのスタートをしたところでありまして、今後のさらなる活躍を願っております。

さて、今年もこの夏、市内各地で夏まつりなどが開催をなされ、私もそれぞれの地域へできるだけお伺いする中で、商工会青年部をはじめ、若い方々がスタッフや裏方として活躍なされている姿を拝見し、頼もしく思ったところであります。また何より、多くの方々が宍粟市へ帰省され、さらにまた若い皆さんと一緒に地域行事に参加されている姿を拝見し、とてもうれしく思うとともに、ふるさと志向への高まりや郷土愛を改めて強く実感したところであります。こうした若い皆さんに積極的にまちづくりに参加していただく仕組みをつくっていくことが今後より必要であると思ったところであります。

いよいよ地域創生の戦略として宍粟市の将来をより具体的に進めるための方策を示し、市民とともに進めなくてはなりません。来る10月からタウンミーティングを開催し、市民の皆さんとともに人口減少対策やその実現に向け、対話していきたいと、このように考えております。市民の皆様誰もが毎日元気で暮らせ、魅力を感じる地域である、さらに将来に希望が持てることを願っておられること、このことを肝に銘じ、ともにあらゆる課題を克服しなくてはならないと、このように考えてお

ります。

今定例会におきましては、宍粟市農業委員会委員等定数条例の一部改正、宍粟市税条例等の一部改正、さらに宍粟市産業立地促進条例の一部改正、平成28年度一般会計補正予算、平27年度一般会計歳入歳出決算の認定等々、30件の議案の上程を予定しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） ただいまから、第71回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づき、宍粟メイプル株式会社、播磨いちのみや株式会社、公益財団法人宍粟市文化振興財団の平成27年度決算書及び平成28年度事業計画書等と公益財団法人しそく森林王国協会平成27年度決算書及び公益財団法人しそく森林王国観光協会平成28年度事業計画書等がそれぞれ市長から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高欄願います。

報告4、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告5、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、議長宛ての報告書の写しのとおりであります、本配付しております通知書写しのとおり一部変更がありましたので、報告いたします。

報告6、本日市長から議案30件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（秋田裕三君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

7番、東 豊俊議員、8番、福嶋 斉議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

議長（秋田裕三君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの31日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月30日までの31日間に決定しました。

日程第3 広報広聴常任委員会行政視察報告

議長（秋田裕三君） 日程第3、広報広聴常任委員会行政視察報告を議題とします。

広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長、2番、稲田常実議員。

広報広聴常任委員長（稲田常実君） 平成28年度広報広聴常任委員会視察報告をさせていただきます。

去る平成28年7月26日から27日にかけて、平成28年度広報広聴常任委員会の視察を実施しましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

視察先は、兵庫県三木市、京都府亀岡市、京都府福知山市でございます。

出席委員は、榎橋美恵子議員、藤原正憲議員、飯田吉則議員、大畑利明議員、伊藤一郎議員、秋田裕三議長、そして私、稲田常実でございます。事務局として岡崎局長に同行していただいております。

まず、兵庫県三木市についてですが、7月26日に視察テーマ、「常任委員会のインターネット配信等について」視察いたしました。

目的は、議会の活性化のためには議員活動を透明化し、市民との情報の共有を図ることが何より肝要であります。そのため、委員会活動の見える化の一つの手段として、常任委員会のインターネット配信について調査研究しました。

所感に関しては、資料を御一読ください。

委員会の考察を説明させていただきます。

三木市では、平成23年9月定例会より、本会議、常任委員会、特別委員会の録画配信を外部委託によって行っております。録画した映像は、インターネット回線を通じて委託業者が遠隔操作でダウンロードを行っております。

配信日は会議の概ね2週間後であります。

録画配信にかかる費用は、初期投資費用、委員会室カメラ3台、関連機器、設備工事費など総額約300万円、維持管理費、録画映像編集等で本会議も含めて年間136万円でありました。

宍粟市との大きな違いは、委員会の録画配信を行っているところで、議案審査のみであります。審査の過程や詳細を市民の皆様に見ていただくために行われております。当市においては議決に至る委員会審査が見える化することは、議会活動を透明化し、市民との情報共有を図ることに繋がることから、早期のインターネット配信を目指すべきであります。

なお、配信に当たっては、カメラ操作のため事務局職員の配置が必要であることや、しそチャンネルへの対応や費用など、さらに調査研究する必要があります。

議会報告会については、年に1、2回、定例会後に行われておりますが、参加者数の伸び悩みには苦勞されております。今後は、定例会後ではなく定例会前に議会報告会を計画し、予算や決算について市民の意見を反映させようとする考えがおります。当市においても従来の議会報告会からの脱却が求められます。

続きまして、京都府亀岡市であります。視察テーマは、議会改革、主に「広報広聴情報公開について」であります。

視察目的は、合議体による市の意思決定機関として、条例、予算等の審議過程と結果を広く市民に周知するとともに、多様化する行政ニーズを施策に反映するため、議会としての情報公開のあり方や市民意見の聴取の方法等を調査研究する。

考察ですが、亀岡市では、過去4回にわたって休日議会が行われ、多くの傍聴者があったものの、一過性のものであり、費用対効果等を考慮した結果、現在は行われておりません。

昨年8月には、市の主催で市内18小学校、24人の小学生による子ども議会及び女性グループによる模擬議会も開催されております。

情報公開においては、議会報告会をわがまちトークと名づけ、親しみあるものとし、自治会や各種団体との意見交換に取り組み、議会から出向いて活動されていきます。

宍粟市議会も若者や女性の市政参画が進むよう、市民との懇談会を開催するとと

もに、中高生の模擬議会などの実施を検討してまいります。

ソーシャルメディアに関しては、ガイドラインに基づき、広報広聴会議でフェイスブックを活用して、市民との情報を共有できるように工夫されております。

そのほかには、一般質問とは別に当局に対する文書質問制度の導入、決算審査の事務事業評価や政策研究会制度、議会の定例記者会見なども実施されております。

議会の役割や機能を市民に広く周知するとともに、多くの市民意見をもとに、効果的な施策を展開できる市政を目指し、議会改革、情報公開、住民参加、機能強化に向け不断の努力を行っていく必要があります。

最後に、京都府福知山市であります。視察テーマは亀岡市と同じく議会改革、広報広聴、情報公開についてであります。

視察目的、合議体による市の意思決定機関として、条例・予算等の審議過程と結果を広く自民に周知するとともに、多様化する行政ニーズを施策に反映するため、議会としての情報公開のあり方や市民意見の聴取の方法など、議会改革度ランキングが上位である福知山市を調査研究する。

考察、福知山市では、予算審査や請願審査を中心にライブ中継されており、そのアクセス数は年間3,000件を超えております。そのほか行政視察研修報告会や役員選出に係る所信表明会、議会報告会や高校生議会など情報公開と市民参加を主眼に議会改革が行われ、早稲田大学マニフェスト研究会による議会改革ランキングでは、全国で総合10位に位置づけられております。

議会報告会については、参加人数が減少傾向にあり、また、同じ人が複数会場で持論を述べるなど、当市と同じ悩みを抱えています。今後は、より多くの人に参加し、気軽に意見交換ができるワークショップ方式の導入や若者や女性団体との意見交換会を実施する方向で検討するというところであります。

総括して、この3市町全てが議会改革に関しては志半ばということをおられ、やはり議会のための議会改革というのではなく、地域課題を解決する議会に向けての取り組みを重視されているというのが特徴的でした。

以上です。

議長（秋田裕三君） 広報広聴常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

質疑なしと認めます。

これで、広報広聴常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第4 第75号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第75号議案、宍粟市農業委員会委員等定数条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第75号議案、宍粟市農業委員会委員等定数条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

農業委員会の主たる任務である農地利用の最適化を積極的に推進できるよう組織強化を図る目的で、農業委員会等に関する法律が改正・施行されたことに伴い、現行の農業委員は公選制が市長の選任制に、また、新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農業委員会が委嘱することとなったため、本条例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め、あわせて会長等の報酬額も近隣市町の状況や業務内容等を総合的に勘案し、改正しようとするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第75号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第5 第76号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第76号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第76号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本人通知制度は平成26年4月1日から施行し、多数の方が登録をされております

が、そのうち多くの方が、登録期間の満了を本年12月末に迎えます。

現行の制度では、登録者の継続意思を確認するために登録期間を設けていますが、これまで、転出・死亡以外の理由で登録を解除した事例がないため、今回、登録期間をなくし更新の申し出を不要とすることで、本人通知制度がさらに利用しやすい制度となるよう所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第76号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第6 第77号議案～第78号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第77号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてから第78号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第77号議案の宍粟市税条例等の一部改正について及び第78号議案の宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、あわせて提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第77号議案、宍粟市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、軽自動車税につきまして、県税である自動車取得税が廃止され、軽自動車の環境性能に応じて税率を決定する「環境性能割」を市税として設け、現行の軽自動車税を「種別割」に変更するなど、その取り扱いや運用方法につきまして、必要な規定を整備しております。なお、今回導入されます「環境性能割」につきまして、賦課徴収等の事務は当分の間、県が行い、その金額を市へ払い込む制度になっております。加えて、平成28年度中に取得する軽自動車につきましては、引き続き、軽自動車税のグリーン化特例の適用が受けられるよう、現行

の措置を1年間延長することとしております。

次に、個人市民税につきまして、健康維持増進及び疾病予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日以降に、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品、一般に「スイッチOTC医薬品」と申しますが、これを購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができる医療費控除の特例、セルフメディケーション税制を導入することとしております。

次に、法人市民税につきまして、国・地方において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を9.7%から6.0%に引き下げるとともに、国税である地方法人税の税率引き上げを行い、その税込全額を地方交付税の原資にすることとしております。

それ以外は、地方税法や所得税法等の改正や規定に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

次に、第78号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、所得税法等の一部を改正する法律等が公布されたことを受け、市民税で分離課税される特例適用利子等、または特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を整備しております。

また、一部改正に伴う条ずれに対応する改正を行っております。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、いずれも地方税法や所得税法等が改正されたことに基づくものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第77号議案から第78号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第7 第79号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第79号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第79号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年4月から、少子化対策事業として、市独自に不育症治療費助成事業を実施してきましたが、このたび、兵庫県において、不育症治療支援事業実施要綱が制定され、市を実施主体とし、医療機関で受けた保険が適用されない検査及び治療に要した医療費に対し、2分の1の助成がされることとなったところであります。

このことを受け、市の助成事業を継続実施する中で、県の補助要綱に準じた支援ができるよう、所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第79号議案は、民生生活常任委員会に付託いたします。

日程第8 第80号議案～第81号議案

議長（秋田裕三君） 日程第8、第80号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正についてから第81号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） まず最初に、第80号議案から御説明申し上げたいと思います。

第80号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現行の制度は、各種助成を受けるためには、週20時間以上勤務する新規雇用者を雇い入れることが条件となっており、起業した段階では条件を満たすことが難しく、助成措置が受けられない場合があります。

また、各種助成を行う時期につきましても、新規雇用者が雇用されてから1年を

経過した日以降となっているため、起業初期に支援を受けることができず、資金力に不安がある者は、起業しづらい状況となっています。

このような状況を受け、新規雇用者の雇用要件を、起業等資金補助では起業した年度中に、また雇用対策補助では短時間勤務者を雇い入れた場合も助成措置が行えるよう緩和するほか、他の助成内容についても上限額を引き上げるなど見直しを行い、起業家が利用しやすく、支援できる仕組みとなるよう所要の改正を行っております。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、第81号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

現行の制度では、助成対象を「新設事業者」と「増設事業者」に区分し、その助成内容は、新設事業者については手厚いものとなっており、新たな企業の誘致に関しては近隣市町との比較でも充実した内容となっております。

しかし、市内に工場等を有する事業者が、工場等を新設する場合、第二創業でない場合は、増設事業者に区分され、新設事業者と比べると助成内容が限定されるため、優遇措置を受けることができる市外への流出が想定されます。

そこで本条例により、助成対象の区分を「投資額」と「新規常用雇用者数」等に見直し、市内に工場等を有する事業者が、工場等を設置する場合においても各種助成が行えるよう規定を整備するほか、助成内容についても上限額を引き上げる等の見直しを行い、市内外の事業者にかかわらず支援が受けやすい環境整備を図るよう所要の改正を行っております。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。第80号議案、宍粟市の起業家支援条例の一部改正についての質疑をさせていただきます。

何点かございますので、ゆっくり申し上げますが、まず、人口減対策とか新たな地域経済の担い手をつくり出すということの必要性、そのための起業を促進することの意義は大変大きいものというふうに考えております。

そこで、条例改正の背景について少し伺いたいんですけども、これまでの起業を

されてきた活動の推移とか、それから現在の起業の希望者数、そういうものの現状について、まず最初にお伺いをいたします。

また、この条例の改正によって、どれぐらいの起業家と雇用者を確保できるのか、具体的な数値目標とかがありましたらお尋ねしたいと思います。

それから、2点目でございますが、条例改正のそもそも内容について入りたいんですが、助成の対象者について幾つか見直しの規定が今回上がっております。産業競争力強化法に基づいて、市が定める創業支援事業計画、これによる市長の発行する証明書の交付を受けている者というふうに書いてございますが、この創業支援事業計画というのはどういう内容なのか、お伺いをしたいと思います。

この支援事業の実施に関して市が果たすべき役割とか、重要事項が定められているというふうに思うんですが、その具体的な内容を伺いたいと思います。

それから、次は、同じく助成対象者ですが、従来、経営改革についても助成の対象になっていたと思いますが、今回、それが除外をされております。その理由についてお伺いしたいと思います。

それから、次、4点目、起業家が雇用する雇用の問題ですが、先ほども従前の常用雇用から普通の雇用者への改正をするというふうにおっしゃいましたが、起業家へのハードルは下げていくというふうには思うんですが、やはり定住に繋がる雇用機会の拡大とか、市民生活の安定という、そういう目的からしますと、単に起業家のハードルを下げるだけでは、この条例の本来の目的に反するのではないかなというふうに私は思うんですね。雇用を安定させるための支援として雇用対策補助金を支給するわけですから、やはり安定的な雇用に繋がるような従前の常用雇用というものをしっかり担保していく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

これで1回目ちょっと終わります。

議長（秋田裕三君） 続けて。

6番（大畑利明君） 続けて。すみません。それでは、続けて第81号議案、産業立地促進条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

そもそも産業立地とは、工場などの新設または増設という、こういう定義があったというふうに思うんですね。企業立地促進法、上位法にも企業立地とは新設または増設を対象とするということが明記されております。

今回の改正案では、工場等の市内の移転も助成対象に加えておまして、設置という言葉に今変わっております。この設置とはどういうことなのか、定義をはっき

り教えていただきたいというふうに思いますし、従来の新設または増設以外のものを対象にできる法的根拠、それはどういう根拠があるのか、お教えいただきたいと思います。

それから、二つ目に、この企業立地促進法の理念というのは、いたずらに何でもということではなくて、産業集積ということが大きく目的として掲げられております。市もこの法律に基づいて基本計画というものを定められておりますね。林業再生とか、関連する多様な産業、あるいは環境改善型、ゼロエミッションに貢献する省エネルギーや環境貢献型産業の集積を目指すというふうに書かれているわけですね、計画には。

私は、地域の活性化のためにはこの企業誘致などを地域の内発的な発展に繋げる必要があるというふうに考えておるわけですが、市のこの基本計画にうたう産業計画と、この条例の制度設計というのは随分乖離しているように思うわけです。こういう産業集積を図ろうという理念が全くない、全てオーケーにされている、こういう制度設計でいいのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、三つ目、雇用の関係ですが、条例では、新規の地元雇用、企業が新設されたり増設されることによって、新規で地元雇用者を増やしていこうと。これが大きく定住に繋がるということが、この条例の大きな柱だったと思うんですが、今回、この地元雇用というものが必須条件から外れてまして、今回新規常用雇用の場合も助成対象とされているわけですね。この辺の理由を少しお伺いをしたいと思います。

それから、また、既存工場の欠員補充、そういう人までも助成対象とされておるわけですが、そもそも工場の新設または増設、それから新規地元雇用者をこれまで助成の対象として雇用機会の拡大を図ろうというふうな条例をつくってきたと思うんですが、そういう経過なり趣旨、目的にこのことが合致していると言えるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） それでは、質問の点数が少し多いので抜けておいたらまた御指摘のほうをお願いしたいと思います。

まず、起業家支援条例の一部改正につきましてでございますけども、これまでの起業数の推移につきましては、大体年間6件程度の方が市内で起業されていると、そのように聞いております。

また、金融機関であるとか商工会等への現在の起業の希望者数でございますけども、これにつきましては、約10名程度ではないかなというふうに考えております。

その中で、昨年から創業支援事業計画を昨年の10月に認定を受けまして、それから市、商工会、金融機関が一体となって創業塾を開始しております。その対象者が昨年は11名ございますし、また、今年度においては12名の方が受講されるということなんで、大体15名前後の方が起業したいという希望を持っておられるんじゃないかなと、そのように考えております。

この条例改正について、起業者はどれぐらいほど確保できるのかということでございますけども、起業につきましては、やはり、ただ自分のこういうふうにしたいたいという考えだけでは、とても事業ができるものではございません。当然、資金繰りであるとか、どういう人を顧客としてするのか、こういうことについて十分創業塾等で勉強していただいて、それですということになれば、若干この起業者のほうも下がってくると思いますけども、何とか受講される10名程度は起業していただきたいと、そのように思います。

それと、雇用者の確保につきましては、起業するときから、当初から雇用を担保にしてするという事は非常に冒険でございます。まずは自分一人でも起業することをしていただいて、その後、雇用に繋げていただきたいということを考えておりますので、雇用者についてはどれぐらいが見込めるのかということについては、ちょっと今のところ、考えていないような数字でございます。

その中で、具体的な数値目標というのは、創業基本事業計画の中で年間15件ということを目標としておりまして、この数字に達成するように何とか関係機関と協力して実施していきたいと、そのように思っております。

それと、創業支援事業計画についての具体的な内容ということでございますけども、創業支援事業計画につきましては、市がどんなことをするのか、そしてどういう団体と連携して創業を支援していくのかということを示したものでございまして、その中で市としましては、創業に来られた方のワンストップの窓口になるであるとか、相談者の内容に応じて金融機関、もしくは商工会、それから中小企業診断士等、こういう方々に連絡をとると、そういうふうな形をとっていくことを市の責務というふうに考えております。

3点目の経営改革を助成対象から除外している点につきましてはでございますけども、この経営革新計画につきましては、御指摘のように法に基づいて計画の承認を国のほうからもらうというものでございます。ただ、これにつきましては第二創業

が対象となっていると、そのようにしております。

その中で、今回の条例改正につきましては、経営革新計画を国のほうから承認をしていただかなくても、第二創業で金融機関がこの創業であれば間違いのないというふうにしての融資とか、そういうことをしていただけるという判断をされたものであれば、支援対象とするということにしておりますので、この経営革新計画については今回は文言のところから抜かしていただいたということでございます。

それと、雇用につきましてでございますけれども、雇用につきましては、当然市としましては、定住に繋がる雇用機会の拡大であるとか、市民生活の安定ということも十分考えていくということも重要とは考えております。ただ、その中で、やはり65歳以上の方とか、そういう方についても創業者の一つの相談役とか、そういう形で入る場合もございます。それとか短いパートの方とか、そういう方が創業当時に手伝っていただく、それがひいては続いての雇用に繋がるということも考えておりますので、この常用雇用の定義を雇用者というふうにしたということでございます。

それと、続いて、産業立地促進条例の一部改正についてでございますけれども、まず、1点目の設置とは何かということで、その定義でございますけれども、従来の事業区分としましては、新設または増設という形で分けておりました。それに昨年度市の独自施策として、市内からの企業の流出を防ぐ、何とか市内で残って創業していただくために要綱でもって移転の支援事業を作成しております。それも含め、工場等を建てることを設置というふうには、そういうふうな定義づけをしております。

それと、それに対する法的根拠ということでございますけれども、それと産業立地促進法の産業集積の関係とちょっと連携しておりますので、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

産業立地促進法につきましては、市の基本計画の中で、御指摘のように三つの産業分野を指定しております。ただ、この産業立地促進法につきましては、市が実施するこの集積、活性化の取り組みについてのそれを支援する法令でございます。その中で、企業側には産業立地促進法に基づく企業が、その地域へ進出した場合には公からの低利融資であるとか、固定資産の課税免除、これについては交付税措置を講じるということでございます。こういうふうな措置が講じられるという、市及び企業にとって有利な政策であるということで、市としては計画を策定したということでございます。

その中で、当然、地域におきまして、地域特性のそういう強みを生かす業種を推

進するというこゝも、とても重要ということだと思います。ただ、その中で、やはり地域での経済循環をして、たくさんの市民の方にこの地域で暮らし続けていただくためには、経済活動全体、つまり商業等についても当然支援していく必要があると、そういうふうなことを考えまして、制度設計をし、全ての事業種において、この市内での立地をしていただくということで、市独自の制度をしておるもので、何らこの産業集積に反するところはないと、そのように考えております。

それと、最後に、雇用の関係でございますけども、まず、地元雇用から新規常用雇用に変わったわけでございますけども、現在のところ、事業所等に聞いてみますと、毎年就職フェア等を市のほうで実施しております。その中で、やはり企業等のほうでは、求人をいくらしてもなかなかないという状況でございます。当然、ハローワーク等へ申し込んでもなかなかこちらのほうへ応募がないんだと、そういうことも聞いております。

その中で、やはり当然この宍粟市は島国でないということもございまして、近隣からでもこっちへ通勤していただきながら、将来的にこっちに住んでいただくための呼び水とするということも必要であろうと、そのように考えており、今回、制度設計を変えたようなわけでございます。

また、雇用奨励で既存工場の欠員補充者まで対象にしている点についてでございますけども、これにつきましては、市内の事業所が新たに市内で工場等を設置する場合に、当然新しい工場へ熟練工等を配置替えすることもあるというふうに想定します。その場合、当然その会社全体としては欠員を補充するということになるので、その分についても今回は助成対象とさせていただいたと、そのようなことでございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） たくさんあり過ぎて、細かいところに入るとわかりませんので、委員会のほうにお任せをいたしますけど、ちょっと肝心なところだけもう一度質問させていただきたいと思うんですけども、経営改革のところね、ちょっとこれわかりにくかったんですが、第二創業に変えたというお話がありましたけども、従来この経営改革があって、第二創業もあったわけですね。別々にあったわけですが、従前の条例はね。今回は経営改革が除かれているんですよ。

私はね、消費者ニーズに合って、新しい商品開発をやろうとかいうところで、経営を改革していくという取り組みは、これは非常に宍粟にとっては有効なんじゃないかと思うんですよ。特産品をつくってもらおうとか、いろんなことを考えているわけ

ですから。そういう経営改革をしていく、そういう努力に対しても支援の対象にするほうが、より起業家として増えていくのではないかなというふうに思っているんです。だから、除外しないほうがいいんじゃないかというふうに思ったわけですね。それについてもう一回お伺いしたいというふうに思います。

それと、雇用のところをどんどんハードルを下げていって、どんな方でも雇用がしやすくする。それをきっかけにして常用雇用に繋げていってもらったらいいというふうに希望的観測でおっしゃるけど、誰でもいいという考え方がこの条例の制度設計だったんでしょうか。やっぱり若い人たちがしっかりこの穴粟にとどまってくれる、若者対策というのが大きくあったと僕は思うんですね。そういう条例の基本的な部分というのが、だんだんなくなっていってどんどんどんどん広がっていって、この目的がわからなくなってきたというふうに感じるんです。ですから、その辺、しっかりとした組み立てを是非お願いしたいというふうに思います。

それと、今回は、固定資産税とかの税の免除じゃなくて、具体的な補助金投入になります。ですから、もちろんおっしゃったように、起業する場合、非常に勇気が要りますし、将来の不安ということも当然抱えていくわけですから、資金調達というのは大きな課題であるし、また同時にそれを支援する意義というのは大きいというふうに私も思っているんです。

しかし、税金投入ですから、これ補助金は返済不要なわけですよ。ですから、そういう場合はその後の効果とか、その会社が停滞したときにもしっかりフォローしていくとか、十分最後までフォローをしていって、補助金が無駄に使われないようなことを考えていかなければいけないと思うんです。

だから、そういう意味での検証をどういうふうにされるのかということと、全体として、この創業支援事業計画の中にうたってあるのかもわかりませんが、全ての市はじめいろんな支援機関が集まって、こういう支援体制でしっかりやりますよという、そういうことをどのように考えておられるのか、もう一度その点をお伺いしたいと思います。

それから、産業立地のほうなんですけど、設置というのを先ほども市内移転のことも含めてというふうに言われましたが、条例上に定義がないんですよ。設置というのはどういうことかというのは。新設とか増設の定義はあるんですが、設置の定義は私が見落としているのかもわかりませんが、ちょっと定義が見当たりませんでしたので、それはどこに書いてあるのか、位置づけてあるのか教えてください。

それから、ほかのまちがやっているところもずっといろいろ調べてみました。移

転を対象にするなら、もっと要件を明確にすべきだと思います。ほかのところで見ますと、例えば市内移転であっても、事業拡大するということが、それが雇用につながるという要件をきちっと決めていたり、あるいは本社機能へ格上げをされる、そういうものも対象にしていこうとか、それから過疎地域への移転立地とか、用途地域の工業地域への誘導策として移転を認めていこうとか、政策的に意図があるんですよ。でも、市外に出られたら困るからということだけでは、ちょっとわかりにくい、何でもありというような気がするわけですね。だから、その辺のきちっとした定義なり考え方がない。何でも対象にして、穴粟は上位法よりもより幅広い有利なものをつくっているんですよというふうに言いたいのかもわかりませんが、逆に言うと、何でもあり、ばらまきのような気がするんですよ。だから、企業だって明確な市の方針に基づいて、そこに行って創業したいというふうに思うはずなので、もっとそこはしっかりとした組み立てが要るし、地場産業との関連みたいなこともしっかり組み立てていかないと、何でもかんでも企業誘致さえあればいいんだということには僕はならないというふうに思いますので、その辺もう一度お伺いしたいというふうに思います。

それから、最後に、誘致によって地域経済とか、地域産業をつくり上げていくわけですが、地元企業との関係、こういうものをどういうふうにつくり上げていこうという構想をお持ちなのか、それも最後に質問をしたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず、起業家支援の経営改革につきましてでございますけども、新たな商品をつくるということも当然あると思います。その中で、冒頭ちょっと説明のほうが十分じゃなかったかなというふうには思いますけども、経営革新計画の中ではそういうふう新しい商品をつくる場合は、当然こういうのを受ければ助成制度やそういうのがあるということは承知しております。

その中で市としましては、例えばこんなものをつくりたいということで、新たに店舗を出される場合は、別に経営革新計画を立てていただかなくても、創業の相談であるとかということで、金融機関等が、これは大体いけるというふうに判断をいただいた時点で支援対象にしていくというふうなことを考えております。だから、経営革新計画という形をとっていただかなくてもいいですよというふうにさせていただいておるようなところでございます。

それと、雇用につきまして、誰でもということもでございます。そういう御指摘が

ございましたけども、とりあえず、まず起業する場合に、現在の改正前の条例では雇用することか条件になっております。ということは、起業する場合に最初から人を雇うという人件費のリスクを背負うこととなります。これにつきましては当然自分がこういうことをしたい、こういう商品をつくりたいということに対して、そういう思いで自分が働いてするというのが、やはりいろんなたつのか、そういうところでされておる方も小さいことからするということもありますので、雇用をまずしなければならぬということについては、まず除外させていただくと。

その中で、ちょっと自分だけではしんどいんで、短時間だけでも雇えないかというような場合は、そういう場合は当然パートとかで対応していただく、それについては雇用の促進の補助を支援させていただこうかなと、そのように考えております。

それと、固定資産税免除から補助のほうに転換をさせていただくわけですが、その中で当然御指摘のように、補助金の場合は返済不要ということもございまして、この効果につきましては十分に創業支援の連携会議を金融機関、そして中小企業診断士の方、また商工会等も入れて、今現在、市と一緒にしておるわけでございます。その中で、当然フォローアップ事業も必要ということで、当初の目的からどういうふうに進捗状況がどこにあるのか、どこが弱いのかということも十分それぞれの起業された方と話をしながら、何とかこの宍粟市でひとり立ちしていただくように支援をするということで検証なりフォローはしていこうと、そのように考えておる次第でございます。

それと、産業立地促進条例のほうで、設置の関係でございますけども、設置の定義がないということにつきましては、この工場等を設置ということで、今まででしたら、新設、それから移設とか、わかりにくい書き方をしておりましたので、今回はこちらのほうで工場等をつくる場合を設置ということで、そういうふうに解釈しておりますので、この定義についてはしないような次第でございます。

それと、移転を対象にするなら、対象業種等を明確にすべきじゃないかということでございますけども、現在、やはり北部の企業等におかれましては、そこで求人をしてなかなか来られない、できるだけ人の多いところへ持って行ってほしいと。規模拡大の前にやはり現状のところでは何とか踏みとどまりたいけども、そういう状況の中で宍粟市外へ当然用地を持たれて出られる場合もございまして。そういう中で、当然宍粟市に一つでも企業が残っていただきたいということもございまして。

それと、その過疎地への誘導ということにつきましても、非常にそこにそれだけの働く方がおられるのかということも、今のところ、こちらのほうも研究はしてお

りませんので、市内で何とか移転をしていただきたいということで、この移転のほうについても設置の中へ含めての対象とさせていただくということでございます。

それと、地元企業との関係でございますけども、当然、経済が循環する中では、地元の企業等からの連携、資材の調達とかそういうことについては十分重要的なことであると考えております。当然、その件につきましては、進出規模の企業者等の方といろいろと協議しながら、なるべく市内の事業者で賄えるものは賄っていただくようお願いをしていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番です。もう一回だけ、すみません。起業家支援条例ね、経営改革のところ、ちょっとね、かみ合っていないんです。私が間違っているのかもわからないけど。

従前の条例は、起業家の定義のところ、経営改革というのがあって、第二創業または転業というふうにそれぞれ対象が分けられていたんですね。そこが経営改革が外されているんです、今回。転業と第二創業だけになっているんです。ですから、今部長が言われたんでは経営革新計画、そういうものを出してもらわなくてもいけるようにしたんだということではなくて、経営改革ですから、第二創業とか転業とかしなくても、今のままで新たな商品開発に乗り出していくというようなものも、それは創業というのと同じぐらいのレベルと考えていいんじゃないですかということ言っているんです。ですから、経営改革も含めるほうが僕は起業ということに数が増えていくんじゃないかなと。そこに支援していくということも新商品をつくり出していく意味では有利なんじゃないかなというふうに思うわけですね。ですから、それを外している意味が少しわからないというところですよ。

それから、産業立地ですが、定義ですね。今回、これも新旧対照表がありますけど、従前の条例は新設事業者は次に掲げる事業者を言うとか、増設事業者は何々と言うとかね、ちゃんと定義づけがあったわけです。今回は、全部そこが省略になっているんです。ですから、何をもちって新設なのか、何をもちって増設なのか、何をもちって移転なのか、設置とは何なのかということが全く僕は定義づけがされていないと言っているんです。その答えになってないと思うんですが、

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） すみません。まず、経営改革の件でございますけども、経営改革につきましては、従前の要綱の中では経営改革される場合も支援対象としておりました。ただ、これにつきましては、昨年度、産業連携の支援事業という形

で、既存の事業者が市内の事業者等と第1次産業とか、そういう事業者と連携して新たなものをつくる場合はそちらで支援できるという形をとっております。

そういうこともございますので、これにつきましては、今回、両方というわけにいきませんので、そちらのほうを活用していただくということで、削除をさせていただきたいなというふうに考えております。

それと、産業立地促進条例のほうにつきましてはでございますけども、今度の条例改正につきましては、設置の固定資産投下額の規模によって支援の制度、額等を制定しようというふうに考えておりまして、その形で制度設計をしておりますので、全くこの制度につきましては、今まであった、例えば工場等を新たに新設される場合とかいうことじゃなしに、今度は、対象事業者のところで固定資産総額が2,000万以上であって、常用雇用が3人とか、それから、投下固定資産総額が5,000万円とか、そういう投下固定資産の区分、それと雇用者の人数等で支援の内容を変えていこうというふうに制度設計を変更したものでございます。

議長（秋田裕三君） 会議の途中ですが、午前10時50分まで休憩とします。

暫時休憩。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を続けます。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私も第80号議案、第81号議案について、質疑をさせていただきます。大畑議員の質疑と重なる部分があるかとは思いますが、通告を出している部分については、もし同様の回答ということであれば、そちらで判断していただいて、回答を避けていただいてもいいですけど、こちらとしての質疑は一通り申し上げたいと思います。

まず、第80号議案の宍粟市起業家支援条例の一部改正についてです。

大きく6点あるかと思えます。

まず、1点目、地域創生推進交付金というのにおいて、この起業家支援事業が特定企業を支援する事業であると判断され、不採択になっているということが委員会等で報告されているんですけども、その不採択の理由ですね、この条例改正との関連があるかどうかのことも含めてですけども、詳しく説明をお願いします。

2点目、第2条の3項ですかね、新規雇用者の定義において常勤雇用保険加入の要件を廃止されています。これによって起業家のみには有利な制度にならないのかというところです。もう本当に都合のいいときに使われてという感じになってしまわないのかというところの懸念について伺います。

第二創業の場合は、これ前回の委員会での改正案の説明の中では、第二創業の場合は新規常用雇用というふうになってたかと思うんですけど、今回、議案になったときに常用が抜けていると思うんですけども、それは実際どっちなのかということもあわせて伺います。

3点目は、改正案の第3条の中で、市の定める創業支援事業計画による市長の発行する証明書または市長が指定する機関という文言がありますが、これは何を指すか。これは先ほどの大畑議員の質疑の中にもあったかと思うんですけども、御説明をお願いします。

4点目、この条件、いろいろな今回の改正に当たっての改正案の中での条件でいくと、市長の恣意的な助成が可能になるということが考えられます。これ、助成対象者のハードルが下がるということで、起業家をどんどん育成しようということがあるんですけども、これメリットばかりじゃなくて、やはりデメリットもあると思うんですけど、それは何を想定しているのかを伺います。

5点目、8条1項の中の、これ現行条例ですね。新たに固定資産税が課せられることになったという部分で、これは新規または拡充というふうに理解できると思うんですけど、この条件を外した意図をお伺いします。

6点目、同じ8条の中で、借地または借家に要する経費に対する助成のうち、現行条例では2親等内での賃貸借契約及び法人に当たっては、構成員との賃貸借契約の場合を除くというふうに条件があるんですけども、この条件が除外されています。この理由をお伺いします。

これが第80号議案に関する質疑です。

続いて、第81号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についてです。

こちらは、大きく4点かと思えます。

まず、これも同じように、地域創生推進交付金において、この産業立地促進事業というのが特定企業の支援と判断されて不採択ということになっていますが、これも先ほどの起業家支援と同じく不採択の理由ですね、また、今回の条例改正との関連についても伺います。

2点目、現行条例では新設、増設を明確に定義していたんですけども、これも先

ほど大畑議員の質疑にあったとおり、改正案では設置というふうになっています。これ設置の定義がまた見当たりません。これ設置というのは一体何を指すのかですね、どういうものを設置というふうに理解すればいいのか、定義がないこと自体が問題なんですけども、実際どういうことを想定しているのか伺います。

3点目は、改正案第2条第4項に、新規常用雇用者を追加して、対象事業者となるための要件から、地元雇用者を外しています。だから、市民でなくても常用雇用になれば、そこの助成が受けられるというふうになっているんですけど、これだと結局、この条例の理念である産業立地等が雇用機会の拡大に繋げるという理念が損なわれるのではないかと思うんですけど、その見解を伺います。

4点目です。雇用奨励助成というもののの中に、第3条第1項第1号のウというんですかね、投下固定資産総額2,000万円以上、新規常用雇用者3人以上の場合、これまで例えば10人だったものとかが、障害者のほうもあわせて半分に、上限額を2分の1にしているので、人数的に半分ぐらいになってしまうんですけど、その理由ですね。なぜその場合の上限額を抑えたのかというところの理由を伺います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 答弁、当局。

中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうから、地域創生の推進交付金の申請における不採択の理由ということなんで、その部分について答弁させていただきます。

第80号議案、第81号議案、同じような内容になると思います。この推進交付金の申請につきまして、個別事業の審査過程における採択、不採択の理由については、明らかにはされておりません。内閣府のほうにおいてそうされておりませんので、あくまでも推測の範囲ということでのお答えとなると考えております。

この事業につきましては、宍粟市の地域創生を図る上において重要な事業であり、財源の確保の面も含めまして採択を受けられる可能性があるという判断から申請をしておりました。しかしながら、内容につきまして、特定の企業の支援という部分、あるいは他の自治体も同じような事業をやられているようなこと等、それと、何よりもやはり国の求める地域関連系、あるいは政策関連系など、いわゆる先駆性の面で評価をいただけなかったのではないかとということから、不採択になったのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、まず起業家支援条例の新規雇用の分で、委員会での説明と若干違った部分についてでございますけども、この8月の上旬に市の改正しようとする素案について、御協議のほうをさせていただいたわけでございます。その後、市の内部でいろいろと検討する中で、新規雇用という形で新たに当初から常用を求めていくのは非常にやはりハードルが高いのではないかな、やはり下げていくことによって市内でいろんな事業ができるだろうという判断のもとに、今回提案させていただくものでございます。

それと、まず、市長が発行する証明書につきましては、これは創業支援事業計画の中で、今実施しております創業塾であるとか、創業相談会を受けた者に対して市長が創業塾を受講した者であるという証明書を発行するというところでございます。その証明をいただくことによって、各種国の補助事業であるとか、低利な融資が受けられると、そういうふうなことになるので、この証明書を発行するということもしたいというふうに考えております。

それと、指定する機関につきましては、これは宍粟市商工会というふうに考えております。

それと、続いて、助成対象のハードルが下がることによつてのデメリットで何を想定しておるのかということでございますけども、これにつきましては、創業するに当たって、市の支援の補助だけでできるということは絶対ないことでございます。当然、自己資金が必要なものでございますので、補助金が受けられるからということで起業するというような安易なことは想定できないというふうには考えておりますけども、こういうある程度助成がもらえるからやってみようかという場合におきましても、創業塾であるとか、創業相談を受けていただくということで、経営計画についてのアドバイスやこういうところをもう少し考えてくれというふう差し戻しの場合もあるということを考えておりますので、そういう場合については恣意的な助成等についてはできないというふうに考えております。

それと、現行の第8条の分につきましてはでございますけども、固定資産税の分、そしてまた2親等以内での賃貸借契約等の分につきましてはでございますけども、市長のほうから冒頭に提案説明がございましたように、従前の補助制度につきましては、起業してから、その後、最低でも1年以上経過した後でないで、固定資産税等の補助がいただけないと、そういうふうな状況でございまして、それを今回は、設備の改装とか取得とか、そういう場合に対しての支援ということで、まず当初投資に対しての支援に変えていくということを考えておりました、この固定資産税の分

については外させていただいたということでございます。

それと、産業立地促進条例の一部改正につきましてでございますけども、まず、改正案での設置の定義がないということでございますけども、工場等を建てること、こちらのほうにつくること全てを設置というふうな判断をしておりますので、定義づけのほうはそれでわかるということではございません。

それと、常用雇用の分で、地元雇用者を外したのは産業立地が雇用機会の拡大に、繋がらないということでございますけども、これにつきましては、大畑議員の中でも若干御説明させていただきましたけども、当初から市内で人員を募集していただきたいけども、いない場合もございます。その場合であっても、ただ将来的にその方が市内への移住とかいうこともしていただけるということも考えておりますし、また、その事業の展開によって次のことが期待できるということもあります。ただ、補助としましては、地元の者を雇用していただいたときには支援するという形での制度設計に変更させていただいております。

それと、雇用助成について、投下固定資産額が2,000万円以上の場合は、上限が2分の1にする理由ということでございますけども、これにつきましては、今回の条例改正では、新設とか移設とかいうことではなしに、投下固定資産総額と雇用人数の体制によって助成内容を区分して、非常に利用される方に対してわかりやすい制度に変更したものというふうに考えております。

その中で、当然、少ない投下固定資産総額の事業所の場合については、雇用等については、そんなに多くの方も見込めないということも考えて、上限を2分の1ということにさせていただいております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） まず、第80号議案の起業家支援のほうですね、もう一度伺います。

これまでの現行条例では、助成対象者の中に、市または市長が指定する機関が実施する起業等に関する研修を受け経営計画を作成し、市長が指定する機関において当該計画の承認を受け起業するということで、大分経営計画なりをつくるときに、対して、いろいろな方の専門的なアドバイスになるとかということが入ってきているので、いわゆる信用を与えるというか、与信の部分ではあるかと思うんですけど、今回、そこをわざわざ外して、市または市長が指定する機関において事業計画の承認を受けるものと。この要件の中に、1、2、3というのがあるって、金融機関から与信判断を受けている、また、国または県の融資制度を利用して起業する、こちら

辺はある程度の計画が妥当性があるかというか、それが頓挫しないかどうかというところはジャッジができると思うんですけど、3番に関して言うと、非常に誰かがこの計画がうまくいく、いかないとかということの責任がとれる状況にないと思うんですね。金融機関の与信判断ということは、結局融資したものは必ず返ってくるとか、そういう意味での厳しい目があると思いますし、県とか国の融資制度ということも同じくだと思うんですけども、この3番だけが非常に緩いというか。これ全てじゃなくて、結局はこのいずれかに該当する人が助成対象になるというところで、ここが非常に穴になってしまいうんじゃないかというふうに思うんで、ちょっともう一度そのあたりを説明いただきたいというふうに思います。

研修機関が実施する研修とかであれば、その研修に係る費用に対する効果として、商工会さんとかは、しっかりとした計画をつくるということに注視されると思うんですけど、この場合だと、誰が計画の是非というか、妥当性をジャッジするのが見えにくいので、そのあたりちょっともう一度御説明いただけますか。

それと、同じく第80号議案の中で先ほど言った2親等内での賃貸借及び法人にあっては構成員云々というところの除外の理由が見えないんですけども、これ結局は御家族が持っている、例えば建物を使うとか、自宅を使うとかというところもそうかと思うんですけども、そのことまで助成する意味があるのかどうかというところをもう一度伺いたいと思います。これが第80号議案に関する2回目の質問です。

第81号議案に関しては、先ほど設置の部分で、移転が多分相当想定されていると思うんですけども、企業なり何か事業をされている方が、例えば土地の借料が高いであるとか、ここでは集客が見込めないとかということで、ダウンサイジングというか、縮小のための移転ということもあると思いますし、そういうものは税金を投入して、補助をしたところで、税金の投下額を上回る見込みがないものまで、ここに含まれてしまうと思うんです。

あと、市外への移転を食いとめるという部分でいくと、誰がその市外に行くか行かないかというか、今のところではなくて、もっと有利な市外に行くところをとめられるというか、そういう計画なのか、そもそもそういった先ほどの規模縮小であるとか、経営改革の部分での移転であるのかというのは、誰がどうジャッジするのか、これだったら市外に出ますよというふうに自己申告というか、すればどういいう状況でも移転に対する補助が受けられるというふうに、非常に恣意的というか、税を投入する部分としては不適切どころが出てくる可能性があるんで、もう一度そのあたりを伺います。

あとは、先ほど地元雇用でなくても新規常用雇用であればいいんだというところから考えると、結局、地元ではなくて、外から社員も来て、外で募集して外の企業が来て、ここで事業をして、それで何ら地元に対する還元というのがないと思うんです、そういう状況であれば。どちらかといえば、もし大規模店舗とかで来てしまったら、地元の商店であるとか、そういった小売業が打撃を受けたりとかということもあると思うんですけども、ただ、そこが地元雇用を採用するという条件があれば、地域への貢献という部分では非常に有益だとは思いますが、そのあたりなぜ地元雇用でなくても助成対象になるのかというところの政策的な意図みたいなところをもう一度伺います。それが、第81号議案に対する2回目の質問です。

以上です。

議長（秋田裕三君） 質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず、第80号議案の件でございますけども、事業計画の承認の中で、市または市長が指定する機関において事業計画の承認を受ける者ということで、まず想定がいろいろございまして、自分がもし外で会社勤めをしておいて、退職金等をそれに充てるんだという場合等は、金融機関とかへも行かない場合もあると。そういう場合にやはり起業したいというときに、市並びに商工会、金融機関等で連携する協議会等でもって協議をしながら、こういう計画であったらいいんじゃないかということも想定できるので、こういう文言を入れさせていただいておるといってございまして。

それと、第81号議案のほうにつきましてでございますけども、まず設置につきまして、市外への移転を食いとめる、誰がジャッジするのかということでございますけども、当然、ネット等で姫路市、たつの市、佐用町それぞれの条件、市外から企業が来ていただいたときの優遇制度等の条件は記載されております。それを見て当然この国道29号をほんの少し行けば、姫路市のほうで工業団地等もまだあいておるところもございまして。そういうところへ行っていただくんじゃないし、何とか市内で頑張っていたらいいということもございまして、移転を全て総括的に考えてやっていきたいというふうに思っております。

それと、新規常用雇用につきましてでございますけども、これにつきまして、当然市内の方に常用で働いていただきたいんですけども、最初からそういう縛りをしておれば、なかなか市内で3人を雇用することは非常に難しいということがございまして、できるだけ市内で雇用をするように求人の方をやっていただきたいと

というようなことは企業側に対してお願いをしていって、雇用の場の確保に繋げていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長、続けて。

産業部長（中岸芳和君） それと、賃借料の件でございますけども、現行のところで2親等々のところもございますけども、冒頭に言いましたように、まずは当面起業するにかかる経費についての支援を重点的に考えていくと。その中で、当然土地とか建物を借地する場合もございますので、この部分については、起業する日から2年に限って支援していこうということも考えておりますけども、これについては、まず親から借りるとか、そういうことは今現在起業されている方の中ではないということもありますので、そういう条文は削除のほうをさせていただいておることでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） じゃあ、最後の質問です。第80号議案のほうからですけども、先ほど言った計画の是非というか、計画の妥当性みたいなところは、これ市の定める創業支援事業計画にというか、いわゆる研修を受けてというところが今までの要件だったんですけど、今度、市または市長が指定する機関ということで、市もその計画の妥当性をジャッジできるという条例になっているということなんですけども、市の方でそういった起業の事業計画であるとか、それが本当に融資なり補助金なり税金を投入したときに焦げつかないというか、無駄にならないのかというジャッジができる人材がどこにいるのかが全くわからないんですけど、そこが担保されていない限り、そんな計画を出して、オーケーですというふうに証明してしまったら、助成が受けられるという話なんで、ちょっとこの創業支援事業計画に対しての補助金を充当するのに妥当かどうかというジャッジがどういう状況で行われるのか、もう一度具体的にお願します。

あとは、2親等内での云々ということは、今現在、そういう方がいないからということで、条例から外すということの意味が全く理解できないんですけど、そういうことが今後も想定されるのであれば、条例にうたっておいても別にいいわけなんですけども、なぜわざわざそこを削除してきているのか、もう一度その意図を伺います。

第81号議案については、先ほどの移転に関しては、事業をされている方がマーケットというか、顧客がここではなかなかたどり着かないとか、いろいろな市場の中で場所を求める云々ということで、ほかのまちのほうが自分たちの事業にとって有

利だというジャッジをされたところは、補助金があるからといって、市にとどまるということはありませんと思うんですけど、事業をされている方がその補助金があるからといって、自分たちの事業を成り立たせるために、高条件のところに移転することはあまりありませんと思うんです。だから、市内から市内への移転というのは、やはり想定されるのは事業規模縮小であるとか、今の事業を何とか立て直すという意味での一時的な経営革新というか、改革の流れでしかないと思うんですが、拡大であるとか規模を拡充するというところだけが、この移転にかかわってこないと思うんで、やはりそこに税を投入する意味というのは相当な説明責任が問われると思うんですけども、もう一度そのあたりを伺います。

あと、地元雇用を外したということに関して言うと、これ、もし可能であれば、今後お願いするなり、希望的観測で地元からの採用があるであろうということをおっしゃってますけども、それを、では、条例の中にうたい込めないんですかね、今後新規採用する場合には地元からの採用をするというようなことを約束として持っていないと、外から来た企業で外からの人が事業を起こして、どんどん消費だけをされて、また移転していくということは可能性としてあると思うんですけども、そのあたりも含めてもう一度地元雇用を外した理由というのを、ここも先ほどの設置、移転のことと同じく説明責任が相当求められる部分かと思うんで、もう一度お願いします。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず、市の職員等でそういう判断ができるのかということにつきましてでございますけども、今回の助成対象者につきましては、市が定める創業支援事業計画による証明、つまりその中で創業塾を受けたとか、それから相談会をしたとかいう、そういうものを交付を受けた者を対象に、その中で次のいずれかに該当するというので、市または市長が指定する機関が承認をするものということになっておりますので、まずは創業塾やそういうところで十分いろいろと練習していただく、それをしていただくということが前提にありますので、市の者がどうして判断できるのかということにつきまして、そのもの、それから先ほど申しましたように、協議会等で今こういうのが出ているんだということをもって判断をしていきたいと、そのように考えております。

それと、2親等以内のところにつきましてでございますけども、これにつきましては、起業家の支援の方法で、まず店舗の改築とか改装、こういうものにつきましては当然速やかに出していく、それと当然その場所が借地である場合もございます。

そういう場合に最初の起業にかかる時の経費を若干でも免除していくという思いで、その分についての経費の削減をしたいということで考えております。

これについて、2親等以内ということにつきましても、当然、契約書等をつくっていただいて、支払いとかそんなは十分していただくということが補助する上での担保でございますので、そういう形でやっていきたいというふうに思っております。

それと、第81号議案の産業立地促進条例の関係で、当然、規模縮小であるとか、経営の立て直しとか、そういうことについての移転とかいうことも当然考えられます。その中で市内で事業をしていただくことについては、経済効果というものは、まず市内から出ていけばゼロになるということもありますので、その分を少しでも少なくするという意味からも、これについての支援をやっていきたいというふうに考えております。

それと、雇用の中で、数年後には市内の者を雇うというようなことが条例の中で約束できないかということにつきましてもでございますけども、当然、そういう規制をかけるということも将来的には検討していく必要もあろうかということは十分承知しております。その中で、当面は市のほうへ何とか来ていただいて、経済活動をしていただきたいという思いで、このような条例の雇用というところをしておるような次第でございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第80号議案から第81号議案までの2議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第9 第82号議案

議長（秋田裕三君） 日程第9、第82号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第82号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年12月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画において計上しました過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として、計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであり

ます。

今回の変更内容としましては、産業の振興に関する事業として、農地環境整備事業をソフト事業からハード事業である基盤整備へと事業区分の組み替えを行います。

また、波賀サイクリングターミナルにおいては、より利用しやすい施設とするために、改築の必要性、他施設への影響、採算性などの調査を行います。

次に、交通体系の整備に関する事業としまして、斉木内海線及び河東線の道路舗装事業を行い、波賀及び千種市民局管内の歩行者の通行帯を確保するため側溝の改良及び視線誘導標等の設置を行い、道路利用者の安全を確保し、地域の安全で安心な生活空間の形成を図ります。

最後に、高齢者等の保健及び福祉に関する事業としまして、子育て世代の交流の場を整備し、子育て環境の充実を図ります。

また、地理的に条件が不利な過疎地域における子育て世代の就労支援として、保育所が運行する保育所通所バス事業を支援することにより、保護者の負担軽減を図ります。

いずれの事業も、過疎地域の発展と地域力の向上に繋がる事業でありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第82号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第10 第83号議案～第92号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第83号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）から第92号議案、平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第83号議案から第92号議案までの補正予算10議案につきまして

て、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度下半期の各種施策を展開する上で重要な補正予算と位置づけ、地域創生や播磨科学公園都市圏域定住自立圏の関連事業を追加するなど、早期実施により、効果的に事業を推進できるものについて予算計上をしております。

また、国県補助金の確定による増減や、人事異動に伴う人件費の整理を行うとともに、将来の財政負担の軽減を図るため、前年度決算に伴う剰余金を活用し、繰上償還を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第83号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出にそれぞれ9億9,751万7,000円を追加し、補正後の総額を246億5,408万2,000円とするものです。

冒頭に申し上げましたとおり、人事異動等による人件費、賃金の整理を行うほか、各費目別での主な内容は、まず、総務費では、定住自立圏域の姫新線利用促進助成や、学生に対するバス乗車券の購入助成を行うほか、段差解消や手すりの設置など、自治会集会施設のバリアフリー化を推進するための支援を行うとともに、計画的に進めております情報セキュリティ強化対策の費用を追加しております。

民生費では、各種福祉サービスや医療費の前年度国県支出金の精算を行うほか、補助事業を活用し、介護ロボット等の導入支援やグループホームの新規開設支援事業費を追加しております。また、子育て世代から要望のありました「こどもの遊び場・集いの場」への遊具の設置について、まずは、千種保健福祉センターに複合遊具を整備し、今後は、スポーツ公園など、それぞれの整備計画の中で、最適な遊具の設置ができるよう、検討を進めたいと、このように考えております。

衛生費では、国民健康保険診療所や水道事業特別会計などへの繰り出しや、入札結果により各施設の維持管理業務の整理を行っております。また、予防接種法の改正によるB型肝炎の定期接種費用を追加するとともに、しそうクリーンセンターの熱交換器修繕工事費を追加しております。

農林水産業費では、鳥獣被害の防止対策として、無線機の購入費を計上するとともに、これまでの農業施策を検証する中で、農業経営には、農業機械だけでなく施設整備への支援が必要と判断し、従来の制度を統合、拡充した「収益力向上対策支援」に取り組みます。

林業振興では、新規要望のあった混交林整備事業や広葉樹林化促進パイロット事業、ふるさとづくり事業など、追加の補正を行っております。商工関連では、八口

ーワーク求人情報を活用した「職業紹介業務」を新たに実施するとともに、定住自立圏域内の地域経済循環構造などを調査・分析するための費用を計上し、また、観光事業として、圏域内から森林セラピー体験やしそ50名山登山への参加ツアー、スキー場団体利用者への支援を企画するほか、指定管理施設の修繕については、緊急対応分を追加計上しております。

土木費では、道路用地登記業務や、急を要する道路維持修繕工事及び河川水路修繕等の追加を行うほか、8月に供用開始しました「せせらぎ河川公園」について、歴史伝承物の解説板の設置費用を追加するとともに、公園整備の事後評価及び効果調査を行う経費を計上しております。

消防費では、消防施設整備費補助金を追加計上し、教育費では、神戸小学校校舎・プール等改修に着手するほか、社会教育関連では、指定寄附のあった図書購入費、山崎歴史民俗資料館の活用に向けた整備費用を追加計上しております。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還を実施するための予算措置を講じております。

次に、財源となります歳入の主なものとしまして、普通交付税については、人口急減補正により、当初見込みより減額幅が少なかったことや、臨時財政対策債への振り替えの減少などの要因があり、増額の補正を行っております。

国県支出金では、地方創生推進交付金や社会資本整備総合交付金の減額など、内示に基づく減額や事業量に応じた整理を行い、寄附金では、図書購入の指定寄附金を計上し、繰入金では、ブナ基金からの繰入金を追加しております。

繰越金は、平成27年度決算における、歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額に基づき計上しております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金や、定住自立圏事業負担金などを計上しております。

市債では、国補助金の減額による財源変更や、各事業の追加、変更等による整理をするとともに、臨時財政対策債については、発行可能額確定による減額を行っており、あわせて地方債限度額も変更しております。

また、土木費で追加しました公園整備の事後評価・効果調査関連業務について、1年間の評価期間が必要でありますので、繰越明許費を計上するとともに、債務負担行為につきましては、再生可能エネルギー利用促進事業補助金、神戸小学校校舎・プール等改修工事設計監理業務委託の2件を追加しております。

次に、第84号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3

号)につきましては、歳出で職員人件費の整理を行い、財源として、一般会計からの職員給与費等繰入金を計上しております。

補正額は、歳入歳出に、それぞれ196万3,000円を追加し、補正後の総額を55億8,239万9,000円とするものであります。

次に、第85号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)につきましては、医師の退職等に伴う人件費や賃金の整理を行うとともに、非常勤医師の派遣経費と、後任医師の着任に要する経費を計上し、続けて診療所の診察ができるよう努めてまいります。

なお、歳入では、当面の間、週2回の診察を予定しておりますので、診療収入を診察日数にあわせて精査するとともに、前年度繰越金、一般会計繰入金の計上を行っております。

補正額は、歳入歳出から、それぞれ587万1,000円を減額し、補正後の総額を2億8,067万6,000円とするものであります。

次に、第86号議案、平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出で職員人件費の整理をし、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計繰入金を減額するものであります。

補正額は、歳入歳出から、それぞれ53万4,000円を減額し、補正後の総額を941万5,000円としております。

第87号議案、平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出で、臨時職員賃金の整理を行うとともに、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上し、歳入では、前年度決算に伴う繰越金及び一般会計からの事務費繰入金を計上しております。

補正額は、歳入歳出に、それぞれ1,077万5,000円を追加し、補正後の総額を5億2,041万円とするものであります。

次に、第88号議案、平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出で、職員人件費や賃金等の整理を行うほか、介護給付費負担金等の精算に伴う返納金を追加するとともに、基金積立金を精査して計上しております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、国県負担金や一般会計繰入金の精査を行っております。

補正額は、歳入歳出に、それぞれ8,494万9,000円を追加し、補正後の総額を47億1,224万7,000円とするものであります。

次に、第89号議案、平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で職員人件費の整理をし、財源として一般会計繰入金を増額しております。

補正額は、歳入歳出に、それぞれ66万8,000円を追加し、補正後の総額を3,308万9,000円とするものであります。

次に、第90号議案、平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費の整理を行うほか、設備機器の修繕料を追加する一方で、施設維持管理業務委託料を入札結果により減額しております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金や維持管理負担金精算金を計上し、一般会計繰入金を減額しております。また、単独事業費の起債対象による地方債の増額について補正を行っております。

補正額は、歳入歳出から、それぞれ428万5,000円を減額し、補正後の総額を19億1,960万2,000円とするものであります。

次に、第91号議案、平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で職員人件費の整理を行うほか、施設維持管理業務委託料を入札結果により減額し、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計繰入金を減額するものであります。

補正額は、歳入歳出から、それぞれ747万2,000円を減額し、補正後の総額を7億9,119万7,000円としております。

次に、第92号議案、平成28年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理による収益的支出及び資本的支出の補正を行い、収入では、一般会計からの高料金対策補助金等の精査を行っております。

支出補正額は、209万8,000円の減額とし、補正後の支出総額を31億3,688万9,000円としております。

以上、補正予算10議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、平成28年度の下半期の諸施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じているものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 第83号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について質問させていただきます。

通告をしていると思うんですけども、補正予算書の22ページの衛生費の塵芥処理費の中のごみ袋代が265万9,000円減額補正されているんですけども、これは何に対してのものなのか、説明をお願いします。

それと、もう1点は、26ページの商工業振興費の委託料で、先ほどから質問があったんですが、それに関連する分もあると思うんですけども、その委託料の120万円というのは、どういった内容になっているのかと。

先ほどハローワークの話がありまして、オンライン化するというところで、たつ市まで行かなくても宍粟市で情報が閲覧できるということは、大変便利なことだと思うんですけども、職業安定所がそもそも閲覧だけの場所じゃなくて、アドバイスできる部分も必要だと思うので、市としてどういう委託の形になるのかをお聞きします。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。塵芥処理費の部分につきまして、私のほうから答弁のほうさせていただきます。

議案書22ページの塵芥処理費の需用費265万9,000円、ごみ袋代というふうな記載のほうをさせてもらっています。この部分につきましては、平成28年度当初でございますが、在庫状況を勘案しながら平成28年度に使用する分につきまして、全てのごみ袋につきまして発注のほうをかけております。額がほぼ確定をしましたので、今回全てのごみ袋につきまして、今回減額の補正をさせていただくということでございます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、26ページの無料職業紹介業務委託料につきましてでございますけども、現在、ハローワークのほうから月に1回、移動相談ということで来ていただいております。これにつきましては、当然、相談ということで1回定員12名でやっておるような次第でございますけども、ただ、職業を紹介するというのにつきまして、今回市のほうが考えておりますのは、市内また近隣の市町でのハローワークの求人情報を活用して、就職相談、当然、それぞれの人にこういう事業が適正であろうということもございますので、そういうふうな相談も受けながらの職業紹介をし、そして紹介状を作成して、就職活動に繋げていただきたいと、そのような考えで業務委託を行うものでございます。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 簡潔に説明いただいて。まず、1点目のごみ袋なんですけど、毎年この補正がかかっておったかどうか、ちょっと私も記憶がはっきりしないんですけども、これは資源ごみも、それから可燃ごみも含めてあわせての袋代ということでもよろしいんですかね。

このたび進めようとしているコンテナ回収なんかも含めた部分がこの中に一応予定として計上されているのか、それとも従来どおりの減額補正の幅なのかということをお聞きします。

それと、ハローワークの件なんですけれども、問題点というか、取り組みは僕はすばらしいと思うんですけれども、問題点として、やはりハローワークに依頼すると、どんな業者が委託で入るかわからんのですけど、手数料というのはやっぱりネックになってくるんじゃないかなと。

私が思うのに、今ハローワークの閲覧をすると、やっぱりある程度の企業というか、中小、零細、特に宍粟市内にも多いそういう零細企業がなかなかハローワークに求職のほうでできていないという実態がありまして、この手数料の関係もそうなんですけど、就職率アップにこの宍粟市がすることによって繋がるのかと、どういう形で繋げていくのかということで、やはり細かな情報を持っている商工会であるとか、経営者協会というところに働きかけをしていかないと、別にそこで商工会の職員を業務委託に使うというわけにもいきませんから、やはり民間企業に頼むなら頼む、それから、公のそういう資格を持っている人に頼むなら頼むで、はっきりした方向性が見えないと、この補正予算の中身がちょっと見えてこないんですけれども、そこだけもう少し詳しく説明をお願いします。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 発注でございますが、例年、年度当初に発注のほうをさせていただいております。予算に対して発注をかけて残額が出るわけなんですけれども、その分については、今年は今議会で、9月議会で減額の補正をさせていただいているんですけども、例年、9月または12月ごろに減額の補正ということでさせていただいております。

それで、御質問のありましたコンテナ回収ということで、本年度モデル事業を数カ所を実施をさせていただくんですけれども、なかなかその減量というんですか、どれだけ少なくなるのかということが、年度当初にははじき出せないの、従来どおりの予定で発注のほうはかけております。

それで、余れば来年度の在庫の部分にかかってきますので、来年度の発注の部分が少なくなるというようなことも検討できますので、発注としては資源ごみの袋については例年どおりの発注数ということではしております。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） まず、職業紹介の関係でございますけども、職業安定法の改正が本年行われまして、その中でハローワークの求職状況の提供ということが市のほうに、地方自治体のほうにはできるという形に法定化していただいております。

これは、非常に市にとっては有意義なことなので、これを活用させていただきまして、当然、通常のネットの中では、議員御指摘のように、大きな企業とかそういうところがございますけども、ハローワークの事務所へ行って見られる資料がこちらのほうで見られるというふうな利便性が出てくるという中での制度設計をしたものでございまして、当然、誰でもに業務を委託することじゃなしに、職業紹介業の資格を有した事業者に委託をしようということを考えております。その中で、当然、市内の零細企業等で求人したくてもできないという方もあるということは、重々承知しておる中で、御指摘のありましたように、商工会等とも連携して、市内での求人の掘り起こしをして、それを市独自の求人情報という形でしていただくということも業務委託の一つとして考えていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） ごみ袋の件ですけれども、資源か可燃かお答えいただかないと、次にちょっと。要は、そのコンテナ回収は資源ごみ袋の問題でされると思うんですけども、その辺がはっきりされていないと、ここに減額しているというのは、細かい内訳まで言いませんけども、どの分かがわからないんですよ。そこを最後にお答えいただきたいのと、それから、ハローワークの今の件なんですけれども、業務委託という部分で民間企業の、僕は何を心配しているかということ、民間の職業紹介所の資格を持っている方とか、例えばアウトソーシングを請け負われている会社とかいろいろあると思うんですけど、やはり、公の機関がすることに対して、個々のやっぱり持っている不動産でも何でも一緒ですけども、個々の物件が囲い込みになるんじゃないかなと、囲い込みというか自分ところの物件が優先になるんじゃないかなということの不公平さをちょっと心配するんで、そこは、もちろん自分ところが持っている人材であったり、企業の情報というものをやっぱり最優先しがちなもので、そこまでクリーンな方はなかなかお願いするのは難しいと思うんで、その

線引きだけ気をつけていただきたいと思うんですけども、その辺が、これからということなんで、質疑とはちょっと離れますけども、そこだけお願いしたいと思うんですけども。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼しました。この金額でございますが、ごみ袋の265万9,000円の減額といたしますのは、全てのごみ袋についての減額ということで、4月当初に燃やすごみ袋から資源ごみ袋まで6種類の分を平成28年度に消費するだろうという分を発注をかけました。一括で発注をかけておりまして、金額が決まりましたんで、その分を一括で260万円ほど、今回減額のほうをさせてもらっているところでございます。そのうち、そしたら資源のごみ袋が幾らの減額だというのは、そこまで詳しい数値のところまでははじき出してはおらないのが現状でございます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 御指摘のように、当然、民間の有料職業紹介業をされる方につきましては、紹介すればその成功報酬ということで、それでなりわいを立てているということは十分理解をしております。その中でのやはり自分ところの情報を優先しての制度設計ということも考えられますので、その点につきましては、今から委託内容等を十分精査し、また、他の先進の自治体の事例等も勘案しながら、適切な、公平な業務委託をしていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 続いて、質疑を受けます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 同じく第83号議案の平成28年度穴粟市一般会計補正予算の第2号について質疑を行います。

大きく3点ほどです。

まず、歳入の減の部分なんですけども、国庫支出金の部分で、地方創生推進交付金というのが2,326万4,000円の減、また、同じところの土木費国庫補助金が7,613万8,000円の減になっていますけども、この理由ですね。

あと、相当な額が減額されているので、その影響がどこに及んでいるかについて伺います。

あと、他会計の繰り入れについてですが、衛生費のところの水道施設費のところの高料金対策補助金というのがあるんですけども、これが5,804万7,000円というふうにあるんですけど、これは結局用途、どういうふうなところに充てられるかと

いうとこと、あとこの財源というかも含めて根拠ですね、他会計にこれを繰り入れていくという根拠、これは今までの予算とか決算の中で、水道料金のことについて、国からなりの追加というか、対策の補助があるから、どんどん料金を下げられるというようなことが言われていたような気がするんですけども、そのあたりも含めて、この5,800万円がどのように使われていくかということをお説明ください。

あと、一般職の給料の増減なんですけども、補正予算の中に大分増額であるとか、減額で大きな額が一般職の給与について増減があります。これ途中なんで、配置変更みたいな部分が反映されている部分が多いとは思いますが、どのような方針で配置変更なり、その補正予算にそれが反映されているのか、特に500万円以上の増減がなされている一般職給与について説明をお願いします。

以上、3点です。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうから地域創生の推進交付金の減額の理由、その影響についてと、一般職の給料の増減につきまして、御説明させていただきます。

地方創生の交付金の減につきましては、第80号議案、第81号議案で御説明申し上げましたとおり、申請が不採択になった部分について減額をさせていただいております。

この部分につきまして、この事業については、やはり地域創生の事業として重要な施策でございます。この部分につきましては、基金あるいは一般財源で対応し、影響が出ないように努めていきたいと考えております。

2点目の一般職の給料の増減につきましては、一般職の給料は前年度の11月の職員配置を基準に積算をしております。この部分につきまして、やはり新年度になって組織、機構の変更、それから人事異動等によりまして、職員の配置が変わってまいります。この部分について、やはり中堅職員で予定していたところが新人の職員になったとか、その逆になったとか、その配置、その課目の配置人数の変更、そういう部分がございます、その人数が増えた、あるいは、そういう変更、移動が多かった部分について増減が生じているという状況になっております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 失礼します。土木費の国庫補助金のことですが、社会資本整備交付金の中で要望しておりました道路補修、あるいは橋梁の長寿命化、

それから通学路対策、それから除雪等の設監、そういうものを予算計上をしておりましたところ、この国庫補助金の内示額が大幅に減額をされてまいりました。その額がこの大きな金額となってあらわれておりました、その分を減額をするものでございます。

影響としましては、その事業をやり切るという立場から、その財源の組み替えと申しますか、減額になった部分を過疎債、あるいは合併特例債、一般財源等に振り替えまして、予算要求どおり事業の実施をさせていただく予定でございます。

それから、水道会計のほうへの補助金のことでございますが、この高料金対策補助金は平成28年度予算のときには、あくまで前年度の形で計上をしておりました。この4月1日によろしく総務省のほうから通知をいただいた中で、資本費の基準額の立米当たりが変更になったということから、対象金額が大幅に増えましたということで、金額を増額をさせていただいて、その分を水道会計のほうに補助金としていただくという形を考えております。

当然、この使い道ですが、水道料金の単価の軽減というものに全て充てまして、水道会計の収支というものに結びつけたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 間もなく12時になりますが、引き続き会議を続けます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 順を追ってまた2回目の質問をしますが、地方創生推進交付金の減に関しては、いろいろな事業で財源を使ってやるんだということなんですけど、これ先ほどの第80号、第81号のところでは言っていた、国だか県だか知らないんですけど、結局、これだけこの事業に使わせてくれということで出したものが不採択になったということであれば、その不採択の理由は明白ではないにしても、税の使い方として不適切な部分が含まれているのではないかというふうに思うんですけど、なので、それが不採択になったから重要な事業だからということで一般財源等を用いてやるということについては、なぜそれが必要なのか、この支出が妥当なのかということをもうちょっと説明いただきたいというふうに思います。

あとは、国庫補助金の道路の土木の関係の減については、国の査定という部分があると思うんですけども、ほかの例えば補助金であるとか、県の補助金が例えば50%に抑えられたから、何て言うか、市の市民に対する補助が減額されたりという事例もあるんですけども、なぜこういうことに関しては国とかが補助を落としてきたら、何としてでも過疎債まで発行したりとか、一般財源なりを使ってやろうとす

るのか、そもそもそれというのは、財政計画という意味で非常に破綻してしまう部分かと思うんですけども、なぜこういうものに関しては財源を確保してやろうとするのか、補助金等との違いを御説明ください。

あと、水道の高料金対策の部分は、これ結局、一般財源から水道会計に行くということで、市民の負担としてはそんなに変わらないような気がするんですけど、これ財源は例えば交付税にプラスされているとか、何かというところなのか、それとも本当に、単なる一般財源という部分がただ単に会計上移動しているだけで、結局水道料金に対する税負担というか、市民の負担はそれで軽減していたら意味がないような気がするんですけども、そのあたりもう一度財源等が、なぜこれが水道料金の軽減に繋がり、それが市民負担の軽減に繋がるかというところの根拠をお示ください。

あと、一般職の給料の増減については、前年度の11月からの予測で云々ということとは理解したんですけども、しかしながら、前年度の部分と500万円以上の増減があるということは、やはり何かの方針があって、ここにはやはり事業が多いからとか、重点的な部分だということところで、その方針が明らかにされれば、市の市政運営の方針が明らかになっていくと思うんですけども、そのあたり、もうちょっと具体例を出して、ここここはこういうふうな政策意図があって、人員を増強をしたであるとか、幹部職員を登用したであるとか、そういったところをもう一度細かく御説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 交付税の減額につきましての考え方の部分でございます。

やはり、交付税、あるいは補助がつくから事業を行うというのではなく、やはり必要であるから事業を政策として打ち出した。その有利な財源を確保するために申請を行って、交付税を取りに行っておりました。そういう部分でございます。ですから、それがなくなったからやめるとか、やるとかという部分では考えてはおりません。

それと、水道料金の部分につきましては、やはり地域の部分で効率性とかの部分で、高料金対策という部分は、概ね交付税で5割、特交で3割程度が国からの補助がございます。その部分についてルールどおり水道会計のほうへ繰り入れをさせていただいております。

それと、一般職の給料につきましては、やはり、前年度の予定で組んでおります。そして、機構改革、例えば、企画総務部の部分で人員につきましても、前年度に比べまして若干減らし、ほかの部署を増やしておるとか、そういう部分。それから、同じ部内でありましても、その業務の内容によりまして、配置の人数が変わっておる部分等がございます。そういう部分で科目ごとに人件費を置いておりますので、その辺で大きな部分が生じる部分。それと、新人を配置の予定、まだ予定ですので、わかりませんので、新人配置の予定をしておるところに中堅職員が行った場合の給料の差額とか、それから、扶養とか通勤等の手当の変更、そういう部分も生じてきますので、かなり大きなところも出てくるということで御理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 失礼します。国庫補助金の件でお答えさせていただきたいと思っております。

社会資本整備交付金の今のシステムとしましては、国から県のほうに枠として来るというような流れになっております。県下多くの市町が同じように舗装の修繕、あるいは通学路対策、それから橋梁の長寿命化等も対策を練っております。その中で、当然、うちも最低限これだけやり切らんと翌年度以降にやっぱり残ってしまうという部分を要求している関係上、予算の財源の内訳を変えてでもやり切らざるを得ないというのが現状でございますので、国庫補助金としての割り当てとしますと、どうしても減っていくというのは、今年は特別多く減額があったような感じがしますが、変動をしていく理由としましては、そういうものがありますので、それにあわせて事業量を減らすということは考えてはおりません。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 丁寧に御説明ありがとうございます。

先ほど歳入減のところでも聞いた部分は、県からの補助金なり国からの補助金が減ったからということで、事業費が減らされている事業がほかにはあると思うんですけども、なぜこれだけは重要視され、多分、道路・橋梁の関係では過疎債なり合併特例債ということで、今回土木債が5,620万円ですかね、補正されていますけども、結局それを発行して事業を行うということになっています。その県なり国なりの補助が減ったら事業費が減らされるものと、そうではないものの何が違うのか、明確

にお答えください。

それだけです。それで最後にします。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 予算のことでございます。まずは、冒頭、総務部長が言いましたように、何をサービスするか、これをまず決めます。その財源につきまして、どの有利な財源があるかということで、起債なり交付金なりをやってまいります。今回、土木の補助金さらには交付金、これについてはほかの事業と違って、これだけは地域創生とか社会基盤の整備、どうしてもやらなければいけないということで、財源を振り替えて実施していると、その選択は市長が予算査定の中で行っている内容でございますので、御理解をお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第83号議案から第92号議案までの10議案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第11 第93号議案～第103号議案

議長（秋田裕三君） 日程第11、第93号議案、平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第103号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第93号議案から第103号議案までの平成27年度宍粟市歳入歳出決算の認定11議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度につきましては、国において推進される地方創生と連動しつつ、これまで先進的に行ってきた地域創造枠事業を拡充し、定住対策や交流人口の増加への取り組み、若い世代が子育てをしやすい環境づくりを目指し、着実に施策展開を図ってまいりました。

また、合併10周年や宍粟藩立藩400年などの節目の年であり、記念事業で地域の元気づくりの機運を高める中、昨年末には、まちの将来像とまちづくりの方向性を示す第2次総合計画、「まち・ひと・しごと創生法」による地方版総合戦略、さらには、施策の効率化や財政安定を図るための第3次行政改革大綱を策定し、これらに基づく人口減少対策や地域経済力を高める戦略など、最重要課題とする諸施策を国の交付金を活用しながら積極的に推進しているところであります。

なお、地域の課題解決を優先する一方で、財政健全化も欠かすことができません。

将来の財政状況を見通す中で、合併特例法上で優遇されている普通交付税の段階的縮減に対応できるよう、借入金の繰上償還約7億2,000万円により公債費負担の軽減を図ったところであります。

結果、一般会計におきましては、歳入決算額261億163万829円に対しまして、歳出決算額248億6,829万2,260円で、歳入歳出差引額は、12億3,333万8,569円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億1,904万7,000円を除いた実質収支額は、10億1,429万1,569円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしまして、市税では、たばこ税の増加はあるものの、景気回復の兆しが見えず、法人税が伸びなかったことや、家屋の評価替えの影響により固定資産税が減少するなど、市税総額では1.9%の減となりました。

一方で、社会保障の充実のための地方消費税交付金が大幅な増となるとともに、普通交付税については、公債費分の算入額の増や、人口減少等特別対策事業費の創設などで、前年度同額以上を確保することができました。

また、寄附金では、ふるさと納税で約2億1,000万円の寄附を受けることができ、市債では、千種認定こども園や一宮北小学校の整備、消防・救急デジタル無線整備を行い、約6億3,000万円の増額となりました。

続きまして、歳出決算ですが、翌年度への繰越明許費の額を除いた実質の予算額260億7,913万6,000円に対しての執行割合は95.4%となっております。

主な施策としましては、まず、総務関連では、通勤や通学など市民の日常生活を支えるため、平成27年11月からの路線網の再編による新たなバス運行を実施し、交通空白地を解消したほか、国のマイナンバー制度関連の整備には速やかに対応するとともに、3月からコンビニにおける証明書の交付サービスを開始したところであります。

また、地域創造枠事業をさらに充実し、空き家バンクの活用による定住促進や、遠方への通勤・通学支援を実施すると同時に、高速バス利用者の利便性向上のため、中広瀬パークアンドライドを整備したほか、4人の地域おこし協力隊員を招致するなど、地域創生を推進しました。

民生関連では、社会保障の充実に向けて、子育て世帯の保育料減免や、預かり保育・学童保育事業を小学6年生までに拡充するなど、子ども子育て支援を推進するとともに、「いきいき百歳体操」の普及を行い、また、誰もが暮らしやすい社会づくりを推進するため、「手話言語条例」の制定に取り組みました。

農林水産業の振興では、農業振興として、生産者の意欲向上のため、農産物や加

工品へ宍粟産シールを貼付し、ブランド化を推進するとともに、学校給食へアユなどを提供し、地産地消を進めたほか、就農定住促進に引き続き取り組みました。また、林業振興では、林業事業体が採用する新規雇用者の給与費の一部を助成する担い手育成対策事業や、宍粟材の普及促進事業などを継続して実施しました。

商工業振興では、プレミアム商品券の発行やしそうビジネスサポートの開催、地域団体と連携した商店街への誘客を行うなど、消費拡大や経済循環への道筋を開き、観光事業では、県内初の森林セラピー基地のグランドオープンに向けた準備を進めるとともに、観光資源として利用促進を図るため、氷ノ山へのアクセス道を整備しました。

土木関連では、合併特例債等を活用して市道整備を計画的に推進したほか、国県に対する所管の道路整備の早期実施を継続的に要望するとともに、「みんなで創る夢の小径事業」として、市民の皆さんによる手づくりの思い出陶板を遊歩道に設置するなど、親水空間づくりを進めました。さらに、市内外の方の活用頻度が高い夢公園トイレの改築を実施しました。

消防関連では、西はりま消防組合へ消防救急デジタル無線整備の負担をしたほか、消防団員の定住促進を目的に、年3回の婚活イベント事業を行った結果、17組の出会いがあるなど、大変喜ばしい成果を生むことができました。

学校教育では、地域の皆さんと学校規模適正化の協議を進め、繁盛、三方、下三方小学校については、平成28年4月、一宮北小学校として開校することができました。

また、いじめ防止対策推進条例を制定する中で、いじめの未然防止への体制強化を図るとともに、千種地域では、千種B & Gプール整備とあわせ、教育エリアとしての一体的な整備を図るため、「ちくさ図書館」の整備に取り組んだところであります。

スポーツの振興では、ウォーキングコースの設置やラジオ体操の普及を行い、誰もが気軽に参加できる健康づくりへの関心を高めました。

続きまして、特別会計の決算の概要を御説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費などの給付を行った結果、歳入決算額52億9,389万7,861円に対して、歳出決算額54億4,605万2,657円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、1億5,215万4,796円の不足となりました。

なお、歳入不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金で補填をしたところであり、あります。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀、千種の地域医療の核として診療を行うほか、平成27年度は、波賀診療所において、腰痛に対応するなどの最新リハビリ機器を購入するとともに、千種診療所においては、訪問看護事業を市内全域に拡充するための調整を行いました。

その結果、歳入決算額2億7,020万9,448円に対し、歳出決算額2億6,956万8,813円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、64万635円となっております。

次に、鷹巣診療所特別会計におきましては、主に、鷹巣地区住民を対象に、高齢者に配慮した身近な医療機関として開設しており、歳入決算額900万8,247円に対して、歳出決算額895万3,900円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、5万4,347円となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務を主としており、歳入決算額5億108万1,106円に対して、歳出決算額4億9,066万1,942円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、1,041万9,164円となっております。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービスを実施するとともに、安心して住みなれた地域で生活でき、生きがいを持ちながら暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築に着手しました。

その結果、歳入決算額44億1,122万3,843円に対して、歳出決算額43億3,749万1,816円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、7,373万2,027円となっております。

次に、下水道事業特別会計におきましては、下水道公共水域の水質保全を目的として、施設の長寿命化や適正な維持管理に努めるとともに、コンプラや農業集落排水事業を含め、下水道関係事業につきましては、経営の明確化や透明化を図るため、公営企業法の適用化に向けた整備に着手をしました。

その結果、歳入決算額19億251万538円に対して、歳出決算額18億9,871万2,539円で、翌年度へ繰り越すべき財源276万6,000円を除いた実質収支額は、103万1,999円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、下水道事業と同様、市内の各施設の適正な維持管理に取り組んだ結果、歳入決算額7億3,824万4,025円に対して、歳出決

算額 7 億 3,749 万 2,700 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、75 万 1,325 円となっております。

次に、水道事業特別会計決算ですが、平成 26 年度より簡易水道事業を統合し、独立採算を基本とした経営のもと、より効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、複水源による安定供給のための水源地確保や老朽施設の更新、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、浄水場をはじめ、各水道施設の適正維持管理に努める中、当年度の純損失は 2 億 8,939 万 2,129 円となっております。

また、建設改良事業につきましては、これまでに引き続き、上寺浄水場第 2 期改良工事を行い、老朽化した設備の更新を行うとともに、遠方監視システム整備工事及び旧簡易水道区域における老朽機器の更新工事を実施したほか、上水道水源確保事業として、集水井戸建築工事に着手をしました。資本的収支の支出決算額は、企業債償還金を含めて、11 億 6,739 万 6,735 円となり、収支としては、4 億 8,620 万 5,495 円の不足となっております。

この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填をしております。

今後の経営につきましては、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と、企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてであります。医師不足をはじめ地域医療を取り巻く課題が山積する中ではありますが、限られた人員をもって救急医療をはじめとする地域医療の確保に取り組んでおります。

病院の利用状況は、入院患者数 5 万 1,689 人、外来患者数 9 万 6,030 人で、前年度と比較すると、入院患者数は 2,023 人の増、外来患者数は 978 人の減となりました。

収益的収支につきましては、医業収益で患者数の増加により 4.0% の増、医業外収益は 30.0% の増となりましたが、医業費用においても 0.3% の増となり、結果として、当該年度純損失は 1 億 7,831 万 8,191 円となりました。

また、資本的収支におきましては、医局の拡充やがん化学療法室の設置など病院機能の充実に向けた院内改修や、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出し、1 億 4,662 万 3,989 円の不足額を生じましたが、これら不足額は、損益勘定留保資金及び一時借入金で補填をしております。

なお、基幹型臨床研修病院の指定を受け実施している研修医の受け入れについて

は、兵庫県養成医師1名とマッチングによる1名に加え、平成28年度には新たに3名の受け入れが確定しており、引き続き、医師に選ばれる病院づくりに取り組むとともに、看護師につきましても、奨学金制度や院内託児所、看護師寮制度を周知し、人材確保を図っていききたいと、このように考えております。

最後に、農業共済事業特別会計についてですが、引き続き、農済事業の浸透による基盤強化に取り組み、共済引受の維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。

結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益6,958万9,415円、総費用6,875万6,963円で、当年度の純利益は83万2,452円となっております。

以上、一般会計及び特別会計あわせまして11会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、平成27年度末の一般会計の財政調整基金残高は、30億8,650万4,095円で、平成26年度末と比較して、7,871万2,032円の増となっております。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計合わせますと639億3,929万2,000円で、前年度末と比較して、15億7,245万5,000円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただきまして、決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

次は、質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事の運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

日程第12 第104号議案

議長（秋田裕三君） 日程第12、第104号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第104号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年7月4日午後7時30分ごろ、市道山田門前線を今井利昌氏が車両で走行

中、同所に設置している石畳の石版が剥離してはね上がり、同氏の車両に接触する事故が発生しました。

この事故の影響により、車両底部その他の箇所について、修理及び部品の取り替え等が必要となったため、本件損害にかかる和解と損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

和解の内容につきましては、過失割合について、市100%として、車両の修復に係る費用を賠償することとし、損害賠償の額につきましては、44万6,305円と定めようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第104号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月7日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時29分 散会）